



広島県報

号 外
第 34 号

発行所 広島県 総務部
総務管理司文書法制室
購読料 月額 2,700円

目 次

公安委員会規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則 (県法規登録)

公安委員会告示

警備員等の検定等に関する規則第1条の表の5の項の上欄の規定による広島県公安委員会が認める交通誘導警備業務に於ける路線及び区間の指定 (県法規登録)

公安委員会規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

広島県公安委員会規則第3号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則 (昭和39年

広島県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表1幹部交番の部広島県西条警察署の款中「豊栄交番及び入野、下徳良、和木、福富各警察官駐在所」を「入野、福富、豊栄各警察官駐在所」に改める。

別表2交番の部広島県西条警察署の款豊栄交番の項を削る。

別表3警察官駐在所の部広島県西条警察署の款に次のように加える。

豊栄警察官駐在所	東広島市豊栄町鍛冶屋	東広島市のうち豊栄町
----------	------------	------------

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第26号

警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号) 第2条の表の5の項の上欄の規定により、広島県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成19年9月1日から施行する。

平成19年3月23日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

路 線	区 間
1 一般国道2号	広島県の全域
2 一般国道54号	
3 一般国道185号	
4 一般国道313号	
5 主要地方道吳平谷線	
6 主要地方道広島三次線	
7 主要地方道福山沼隈線	